

独立行政法人日本学術振興会役員報酬規程

〔平成15年10月 1日  
規程第 1 0 号〕

改正	平成15年10月24日	規程第33号
改正	平成16年 3月26日	規程第 7号
改正	平成17年11月25日	規程第14号
改正	平成18年 3月29日	規程第 1号
改正	平成21年 6月16日	規程第14号
改正	平成21年11月30日	規程第21号
改正	平成22年11月30日	規程第24号
改正	平成24年 2月29日	規程第 2号
改正	平成24年 3月30日	規程第 7号
改正	平成27年 3月31日	規程第 4号
改正	平成27年 6月29日	規程第31号
改正	平成28年 2月29日	規程第 8号
改正	平成28年 3月30日	規程第18号
改正	平成30年 4月27日	規程第57号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学術振興会の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬の支給について定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については、本給、特別調整手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

(報酬の支給日)

第3条 役員報酬（期末手当及び勤勉手当を除く。）の支給定日は、毎月17日（その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日。）とする。

(本給)

第4条 常勤役員の本給月額、次のとおりとする。

理事長 919,000円

理事 761,000円

監事 688,000円

(特別調整手当)

第5条 特別調整手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条の3の規定に準じて役員に対し支給する。

2 特別調整手当の月額、東京都特別区に所在する事務所に在勤する役員にあっては、本給月額に100分の20を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の額は、一般職給与法第12条第2項及び第3項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて別に定める。

(単身赴任手当)

第6条の2 単身赴任手当は、一般職給与法第12条の2第1項及び第3項の規定に準ずる常勤役員に支給する。

2 単身赴任手当の額は、一般職給与法第12条の2第2項の規定に準ずる額とする。

3 前二項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて別に定める。

(期末手当)

第7条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、それぞれ一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員（任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、その退職に引き続き国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となった者を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき本給及び特別調整手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に一般職給与法第19条の4第2項に定める指定職俸給表の適用を受ける職員に係る支給割合を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。

3 前項の規定による期末手当の額は、理事長が文部科学大臣の行う業績評価の結果を勘案し、その職務実績に応じ、100分の80以上100分の110以下の範囲内の割合を乗

じた額とすることができる。

- 4 第2項に規定する在職期間には、国家公務員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の国家公務員としての在職期間を含むものとする。
- 5 期末手当の一時差止処分等の取扱いについては、一般職給与法第19条の5第3号及び第4号並びに同法第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において「各庁の長」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。

#### (勤勉手当)

- 第8条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、それぞれ一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員（任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、その退職に引き続き国家公務員となった者を除く。）についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき本給及び特別調整手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に一般職給与法第19条の7第2項に定める指定職俸給表の適用を受ける職員に係る支給割合を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。
  - 3 第2項に規定する在職期間には、国家公務員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の国家公務員としての在職期間を含むものとする。
  - 4 前条第5項の規定は、第1項の勤勉手当の支給について準用する。

#### (非常勤役員手当)

第9条 非常勤役員手当は、次のとおりとする。

監事 月額94,000円

#### (月の中で就任又は退職した場合の報酬)

- 第10条 月の初日以外の日において新たに就任した役員に就任当月分の報酬（通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当を除く。以下同じ。）を支給する場合は、報酬月額の日額に月の初日からその者が役員となった日の前日にいたるまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額を報酬月額から控除する。
- 2 月の末日以外の日において退職した役員に退職当月分の報酬を支給する場合は、報酬月額の日額に、その者が退職した日の翌日から月の末日にいたるまでの土曜日及び日曜日以

外の日を乗じて得た額を報酬月額から控除する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の報酬は、当月分の報酬月額の全額を支給する。

(報酬の日額)

第11条 前条に規定する報酬の日額は、報酬月額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日で除して得た額とする。

(端数計算)

第12条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施細則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 振興会成立の前日まで日本学術振興会（以下「旧振興会」という。）の役員であつて、引き続き役員に任命された者の第7条第2項に規定する在職期間には、その者の旧振興会の役員としての在職期間を含むものとする。

附 則（平成15年規程第33号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年11月1日から施行する。  
(平成15年12月に支給する特別手当に関する特例措置)
- 2 平成15年12月に支給する特別手当の額は、この規定により算出される特別手当の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は支給しない。
  - 一 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員になった日）において役員が受けるべき本給、特別調整手当、通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の前日までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
  - 二 平成15年6月に支給された特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

附 則（平成16年規程第7号）

(施行期日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規程第14号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。  
(平成17年12月に支給する特別手当に関する特例措置)
- 2 平成17年12月に支給する特別手当の額は、この規定により算出される特別手当の額(以下「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は支給しない。
  - 一 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員になった日)において役員が受けるべき本給、特別調整手当、通勤手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の前日までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
  - 二 平成17年6月に支給された特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則 (平成18年規程第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。  
(切替えに伴う経過措置)
- 2 切替え日の前日から引き続きこの規程の適用を受ける役員で、その役員の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる役員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。  
(平成22年3月31日までの間における特例措置)
- 3 平成22年3月31日までの間における改正後の第5条第2項の規定の適用については、「100分の18」とあるのは、「100分の18を超えない範囲で、別に定める割合」と読み替えるものとする。

附 則 (平成21年規程第14号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年6月16日から施行する。  
(平成21年6月に支給する特別手当の特例)
- 2 平成21年6月に支給する特別手当に関する第7条第2項の規定の適用について、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」と読み替えるものとする。

附 則（平成 21 年規程第 21 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。  
（平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、この規定により算出される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
  - 一 平成 21 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員になった日）において役員が受けるべき本給、特別調整手当の月額合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同月から施行日の前日までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
  - 二 平成 21 年 6 月に支給された特別手当に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

附 則（平成 22 年規程第 24 号）

改正 平成 28 年 2 月 29 日

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、平成 22 年 4 月 1 日より適用する。  
（平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、この規程により算出される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
  - 一 平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員になった日）において役員が受けるべき本給、特別調整手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同月から施行日の前日までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
  - 二 平成 22 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当に 100 分の 0.28 を乗じて得た額  
（平成 22 年 4 月 1 日以降における特例措置）
- 3 平成 22 年 4 月 1 日以降における第 5 条第 2 項の規定の適用については、「100 分の

18」とあるのは、平成27年3月31日までの間、「100分の18を超えない範囲で、別に定める割合」と読み替えるものとする。

附 則（平成24年規程第2号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年3月1日から施行する。  
（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成24年6月に支給する期末手当の額は、この規程により算出される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
  - 一 平成23年4月1日（同月2日から平成24年3月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員になった日）において役員が受けるべき本給、特別調整手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の前日までの月数（平成23年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
  - 二 平成23年6月に支給された期末手当及び勤勉手当に100分の0.37を乗じて得た額
  - 三 平成23年12月に支給された期末手当及び勤勉手当に100分の0.37を乗じて得た額

附 則（平成24年規程第7号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。  
（規程の特例）
- 2 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第4条に規定する本給月額の支給に当たっては、本給月額に、百分の9.77（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 3 特例期間においては、この規程に基づき支給される報酬のうち次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
  - 一 特別調整手当  
当該役員の本給月額に対する特別調整手当の月額に支給減額率を乗じて得た額
  - 二 期末手当  
当該役員が受けるべき期末手当の額に、支給減額率を乗じて得た額

### 三 勤勉手当

当該役員が受けるべき勤勉手当の額に、支給減額率を乗じて得た額

### 四 非常勤役員手当

当該役員が受けるべき非常勤役員手当の額に、支給減額率を乗じて得た額

- 4 この附則の規定により報酬の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### 附 則（平成27年規程第4号）

改正 平成27年 6月29日

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
（本給の切替えに伴う経過措置）
- 2 施行日の前日から引き続きこの規程の適用を受ける常勤役員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるものには、当該役員の任期が満了するまでの間に限り、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

#### 附 則（平成27年規程第31号）

（施行期日）

この規程は、平成27年6月29日から施行し、改正後の独立行政法人日本学術振興会役員報酬規程第7条第3項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

#### 附 則（平成28年規程第8号）

（施行期日等）

この規程は、平成28年3月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正後の独立行政法人日本学術振興会役員報酬規程の規定は、当該各号に定める日から適用する。

- 一 第4条 平成27年10月1日
- 二 第5条第2項 平成27年4月1日

#### 附 則（平成28年規程第18号）

（施行期日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成30年規程第57号）

（施行期日）

この規程は、平成30年4月27日から施行し、平成30年4月1日から適用する。